

風力発電の環境影響に係る環境省の動き

-環境影響評価法と地球温暖化対策技術開発等事業-

日本風力発電協会 情報技術局長 **中尾 徹**
(兼イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社)

1. 風力発電施設に係る環境影響評価法

環境省総合政策局環境影響評価課は、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会(座長：浅野直人・福岡大学法学部教授)」を設置し、検討会は第1回検討会(平成21年10月29日)から第9回検討会(平成22年6月17日)まで9回に亘って実施された。

本検討会は、風力発電施設を環境影響評価法(以下、法アセス)の対象に追加するため、対象となる事業規模や評価項目等、法アセスの対象とする上で必要な具体的な要件について審議が行われた。

基本的な考え方に関する概略の方向性について、主な概要は以下の通りである。

- ① 規模要件
 - ✓ 総出力1万kW以上の風力発電所が法アセスの対象。
- ② 調査
 - ✓ 環境影響評価は、工事中と供用時を対象として実施。
- ③ 効率的・効果的な環境影響評価の実施
 - ✓ 環境影響評価項目や手法の選定に当たっては、事業による環境影響を的確に把握することを大前提とし、風力発電事業の特性、地域特性等に考慮して必要な項目に関して十分な評価となるよう、適切な重点化と絞り込みを図ることが重要。なお、検討会で議題の対象となった評価項目を以下に掲げる。
 - ・騒音、低周波音
 - ・景観
 - ・動物・植物・生態系(バードストライクも含む)
 - ・シャドーフリッカー
 - ✓ また、行政機関による審査期間の短縮化の努力が必要。

環境省は、本検討会の結果を踏まえ、今年中にも法アセスの政令を改正し、風力発電を対象として追加する予定である。また、法アセスの

評価項目は主務省令の改正で対応することとなり、経済産業省原子力安全・保安院による発電所アセス省令の改正が必要となる。今後、環境省と経済産業省の間で調整を図りながら、施行に向けて作業が行われる。

対象設備規模に関して、JWP Aの主張した3万kW以上は取り上げられなかったが、今後、経済産業省(あるいは環境省)に対して、環境影響評価項目の選定、行政機関による審査期間の短縮化、法アセスの経過措置に係る適用条件等に関して JWP A の考え方を要望書として取りまとめて提出することになる。関係各位のご協力をお願いしたい。

2. 地球温暖化対策技術開発等事業

環境省地球環境局地球温暖化対策課は、平成23年度の地球温暖化対策技術開発等事業(競争的資金)として、「騒音を回避・最少化した風力発電に関する技術開発」を実施する。本事業は、再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発として位置づけられており、主として既設実機を対象として風車音の低減対策等に関する技術開発を行うものである。本技術開発は、先の「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(案)」の今後の課題に環境保全措置に関する技術開発としても取り上げられている。

本事業は、JWP Aの会員であるイー・アンド・イー ソリューションズ(株)、(社)日本風力発電協会、(株)アイ・エヌ・シー・エンジニアリング、(株)東洋設計、アジア航測(株)及び(株)風力エネルギー研究所の6社により、それぞれ担当分野を分担して実施することとしている。

その他、環境省水・大気環境局では昨年度から3年間をかけて「風力発電等からの低周波音の人への影響評価に関する研究」を実施しており、風力発電の騒音・低周波音問題の解決のための研究の加速化が。

これらの事業に関して会員の風車メーカー、風力発電事業者等の方々のご協力をお願いするものである。